

令和6年度〔第3四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

農政水産部

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」（※1）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※2）に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間（履行期間） （物品購入契約（単価契約を除く）は契約締結日）	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
水産課	香露園強制執行補助 業務委託	執行補助者として執行 官の指示により強制執 行の補助業務を行う。	令和6年10月22日～令和6年12月31日	有限会社シミズエン タープライズ	14,741,100	一般的な解体工事、動産処理ではなく、強制執 行に基づく専門性の高い業務である。専門性の 高い強制執行業務を適正に履行できる業者とし て大津地裁執行官室より照会された業者でかつ、 県の産廃収集運搬の許可がある3者以外の 他に代替しうる者がいないため。	2	3イ
耕地課	令和6年度第31号 永源寺ダム維持管理 （堆砂対策）業務委託	下流河川の環境改善を 含むダムの総合的な土 砂管理	令和6年11月22日～令和7年3月21日	株式会社ラウンド	5,500,000	本業務の遂行にあたっては、河川法上の許可条 件に適合することに加え、貯水池内の状況を熟知 している必要がある。令和6年度のダム管理 事業の受注者である株式会社ラウンドのみが実 施可能であり、代替性がないため。	2	3イ
高島農業農村振 興事務所	上御殿遺跡発掘調査 委託	埋蔵文化財発掘調査	令和6年10月1日～令和7年3月27日	公益財団法人滋賀県 文化財保護協会	40,401,900	埋蔵文化財の発掘調査は文化財保護のために 文化財保護法に基づき実施する措置であり、適 切な調査の実施には専門的な知識や技術が必要 となり、他に代替しうる者がいないため。	2	3イ
高島農業農村振 興事務所	上安曇1期地区換地 処分等委託	換地処分事務委託業 務	令和6年10月8日～令和7年3月25日	高島市	14,700,000	本業務は土地改良法に基づき換地処分を行うこ とを目的としており「土地改良換地士」の資格者 のみが行える特殊業務であり、事業実施地域に おける実態を十分に把握し土地改良換地士の資 格者が在席しているのは高島市以外ないため。	2	3イ